

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第2回枚方市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和5年11月13日（月）	14時00分から 14時55分まで
開 催 場 所	別館4階 第3委員会室	
出 席 者	会長：岡委員 会長代理：熊谷委員 委員：阿部委員、若狭委員、山野委員、上山委員、高田委員、 山條委員、岡崎委員、三上委員、松本委員、堤委員、 奥野委員、岡市委員、東委員	
欠 席 者	なし	
案 件 名	【審議案件】 議案第2号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について 議案第3号 特定生産緑地の指定について 【その他】	
提出された資料等の 名 称	令和5年度第2回枚方市都市計画審議会議事次第 令和5年度枚方市都市計画審議会委員名簿 令和5年度第2回枚方市都市計画審議会議案書 令和5年度第2回枚方市都市計画審議会議案書資料	
決 定 事 項	付議案件について、原案のとおり承認 諮問案件について、意見なし	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	0人	
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部都市計画課	

審 議 内 容	
岡会長	<p>定刻になりましたので、令和5年度第2回枚方市都市計画審議会を開会します。急に寒くなりまして、洋服を一枚多めに着てこられた方もいらっしゃるかと思います。今日もお集りいただきありがとうございます。</p> <p>事務局より委員の出席状況の報告をお願いします。</p>
堀井都市計画課長	<p>都市計画課の堀井でございます。本審議会の委員総数は、15名です。本日は委員総数の半数以上15名に御出席いただき、枚方市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、審議会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>なお、東委員でございますが、公務により途中退席されるとの申入れをお伺いしておりますので、よろしくをお願いします。</p>
岡会長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しています。また、東委員の途中退席についても承りました。</p> <p>次に、本審議会は、『枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程』に基づき、原則公開としています。本日の案件を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件はございませんので、本日の審議会は公開といたしますが、御異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡会長	<p>異議なしと認め、本日の審議会は公開といたします。</p> <p>それでは、審議会の開会にあたり、市を代表しまして笠間理事より御挨拶いただきます。</p>
笠間理事	<p>枚方市理事の笠間でございます。委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日の審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、本市の都市計画行政につきまして、御指導とお力添えをいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>はじめに、前回の審議会にて御審議をいただきました、杉地区における「東部大阪都市計画地区計画の決定」でございますが、10月11日付で都市計画の告示を行いましたことを御報告いたします。</p>

	<p>さて、本日の案件でございますが、毎年1回の定期見直しとして御審議いただいております「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、御審議いただきますとともに、「特定生産緑地の指定」につきまして、御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>委員の皆様には引き続き、本市のまちづくりに変わらぬ御支援と御協力をいただきますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
岡会長	<p>ありがとうございました。それでは、事務局より配布資料の確認をお願いします。</p>
堀井都市計画課長	<p>お配りしております資料を確認させていただきます。「議事次第」、「委員名簿」、「議案書」、「議案書資料」及び「座席表」でございます。不足資料はございませんでしょうか。資料の確認は以上でございます。</p>
岡会長	<p>これより、議事次第1「審議案件」に入ります。</p> <p>議案第2号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局より説明をお願いします。説明が長くなるようでしたら、着席していただいて結構です。</p>
堀井都市計画課長	<p>それでは、議案第2号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、御説明します。着席して御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>本日はお手元のタブレット端末を使いまして、議案書及び議案書資料の内容を説明させていただきます。タブレットの状況はよろしいでしょうか。それでは、説明を始めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>はじめに、生産緑地地区につきましては、市街化区域内における緑地としての機能や、災害時の緊急的な避難空間、公共施設用地の保留地などの多目的な機能を有する農地などを計画的に保全することにより、良好な都市環境を形成するため、指定しているものでございます。</p> <p>次に、議案書の内容について、御説明します。画面の右肩に議案書の該当ページを記載しておりますので、あわせて御参照ください。</p> <p>画面には、生産緑地地区の変更にかかる計画の内容をお示し</p>

しております。今回の変更により、本市の生産緑地地区数は、439 地区から 14 地区減少し、425 地区となります。面積としましては、約 82.94 ヘクタールから約 2.68 ヘクタール減少し、約 80.26 ヘクタールとなります。

次に、今回の生産緑地地区の変更理由ですが、市街化区域内の緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、新たに生産緑地区域を追加するものであり、それに伴い、物理的の一体性を持つ土地となるため、他の地区と合併し、複数の地区が 1 つとなるよう変更するものです。また、公共施設等の用に供した生産緑地や、生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出により、行為制限の解除された生産緑地については、農地としての機能が失われたことから、生産緑地地区を廃止及び変更するものです。

次に、今回の変更の概要を御説明します。ここからは議案書資料の内容となります。先ほどと同様に、画面の右肩に議案書資料の該当ページを記載しておりますので、あわせて御参照ください。画面には変更の種別毎の増減をまとめた一覧表をお示ししています。この表は左から変更の種別、区域の縮小や拡大の内訳、変更種別毎の地区数、変更前、変更後の面積をとりまとめたものです。

変更種別毎の内訳ですが、地区の区域変更の内、区域の縮小に関するものとしまして、生産緑地指定後 30 年経過や主たる従事者の死亡などによる買取り申出に伴い区域が縮小されるものが 20 地区となっており、面積では約 1.43 ヘクタール減少しています。

また、20 地区の変更理由としましては、生産緑地指定後 30 年経過による変更が 18 地区、生産緑地指定後 30 年経過及び主たる従事者の死亡による変更が 1 地区、主たる従事者の故障による変更が 1 地区となっています。

公共施設などの設置に伴い区域が縮小されるものが 2 地区となっており、面積では約 0.01 ヘクタール減少しています。なお、区域が縮小する地区については、買取り申出と公共施設等設置を兼ねる地区が 1 地区ございます。

地区の区域変更の内、区域の拡大に関するものとしまして、他地区との合併により区域が拡大するものが 1 地区となっており、面積では約 0.05 ヘクタール増加しています。

追加指定により区域が拡大するものが 1 地区となっており、面積では約 0.12 ヘクタール増加しています。なお、地区の合

併により区域が拡大する地区と追加指定により区域が拡大する地区は、同一の地区となっております。

地区の廃止に関するものとしまして、生産緑地指定後 30 年経過や主たる従事者の死亡などによる買取り申出に伴い、廃止するものが 13 地区となっており、面積では約 1.36 ヘクタール減少しています。また、13 地区の廃止理由としましては、生産緑地指定後 30 年経過による廃止が 10 地区、主たる従事者の死亡による廃止が 1 地区、主たる従事者の故障による廃止が 2 地区となっています。

他地区との合併に伴い、廃止するものが 1 地区となっており、面積では約 0.05 ヘクタール減少しています。

画面にお示ししておりますのが、今回の変更地区の位置図です。お手元の議案書資料の 6 ページとなります。

それでは、地区毎に御説明します。はじめに、画面にお示ししている表示について、御説明します。左下に、該当地区の変更内容を表示しています。画面の下に凡例としまして、変更後の区域を緑色、廃止する区域を黄色の下地にドット、追加する区域を緑色の下地に赤色の縞模様で表示しております。

それではまず、楠葉丘一丁目の楠葉 A23-2 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.22 ヘクタールから約 0.10 ヘクタールに変更するものです。

次に、南楠葉二丁目の楠葉 A27-2 地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約 0.13 ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、東船橋一丁目の楠葉 B10 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.34 ヘクタールから約 0.32 ヘクタールに変更するものです。

次に、船橋本町一丁目の楠葉 B17 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.12 ヘクタールから約 0.06 ヘクタールに変更するものです。

次に、船橋本町一丁目の楠葉 B20 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積が約 35 平方メートル減少しておりますが、単位の関係から数値に変化はありません。

次に、宇山町の殿二 A9 地区です。こちらの地区につきまし

ては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.62 ヘクタールから約 0.60 ヘクタールに変更するものです。

次に、招提中町二丁目の殿二B16 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.08 ヘクタールから約 0.06 ヘクタールに変更するものです。なお、地形図の左上にオレンジ色帯状でお示ししておりますのは、市街化区域と市街化調整区域の区域界をお示ししており、この後の説明におきましても同様の表示をさせていただいている地区がございますのでよろしくお願い致します。

次に、長尾家具町二丁目の菅原A4 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部が公共施設などの道路となり面積が約 19 平方メートル減少した後、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.20 ヘクタールから約 0.07 ヘクタールに変更するものです。

次に、長尾西町二丁目の菅原A9 地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約 0.08 ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、長尾元町七丁目の菅原A10 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部が公共施設などの道路となり、面積を約 0.07 ヘクタールから約 0.06 ヘクタールに変更するものです。

次に、長尾元町二丁目の菅原A24 地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約 0.24 ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、長尾元町六丁目の菅原A29 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積が 42 平方メートル減少しておりますが、単位の関係から数値に変化はありません。

次に、長尾元町五丁目の菅原A33 地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約 0.11 ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、長尾元町五丁目の菅原A33-1 地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約 0.11 ヘクタールの地区全体を廃止

するものです。

次に、長尾元町二丁目の菅原A35地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.09ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、長尾元町四丁目の菅原A42地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.05ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、田口三丁目の山田A31-1地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約1.37ヘクタールから約1.36ヘクタールに変更するものです。

次に、堂山三丁目の山田A33-1地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約1.04ヘクタールから約0.70ヘクタールに変更するものです。

次に、堂山三丁目の山田A33-2地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.55ヘクタールから約0.40ヘクタールに変更するものです。

次に、堂山一丁目の山田A52地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.04ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、黄金野一丁目の殿一A2地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.16ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、星丘四丁目の殿一B10地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.24ヘクタールから約0.07ヘクタールに変更するものです。

次に、春日北町一丁目の津田A14地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.05ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、春日東町二丁目の津田A35地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解

除しましたので、面積が 12 平方メートル減少しておりますが、単位の関係から数値に変化はありません。

次に、津田元町二丁目の津田 B10 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積が 32 平方メートル減少しておりますが、単位の関係から数値に変化はありません。

次に、津田元町四丁目の津田 B25 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.53 ヘクタールから約 0.45 ヘクタールに変更するものです。

次に、津田駅前二丁目の津田 B28-1 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.73 ヘクタールから約 0.63 ヘクタールに変更するものです。

次に、津田南町二丁目の津田 B33-1 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.28 ヘクタールから約 0.20 ヘクタールに変更するものです。

次に、津田南町二丁目の津田 B33-4 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.08 ヘクタールから約 0.07 ヘクタールに変更するものです。

次に、走谷一丁目の蹉跎 3 地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約 0.04 ヘクタールの地区全体を廃止するものです。

次に、印田町の川越 A10 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.09 ヘクタールから約 0.06 ヘクタールに変更するものです。

次に、釈尊寺の川越 A47 地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約 0.08 ヘクタール地区全体を廃止するものです。

次に、茄子作北町の川越 B5 地区です。こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約 0.65 ヘクタールから約 0.56 ヘクタールに変更するものです。

次に、東藤田町の川越 A25、A26 地区でございます。この地区につきましては、追加指定に伴い地区の合併が生じました

	<p>ので、内容について概略図にて御説明させていただきます。こちらの地区につきましては、右側の図の赤色の縞模様の区域、約 1.35 ヘクタールで今回追加指定の申出があり、区域を拡大するものですが、左の図でお示ししていますように、既存地区は川越A25地区と川越A26地区の2地区に分かれていたため、今回の追加指定により一連の地区となることから、川越A25地区を廃止し、川越A26地区に統合します。これにより、川越A25地区の面積約0.05ヘクタールは、川越A26地区となるため、面積を約1.18ヘクタールから約1.35ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、東香里一丁目の川越B26地区です。こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.18ヘクタールの地区全体を廃止するものです。</p> <p>最後に都市計画手続きの経過と今後の予定について御説明します。これらの変更案につきましては、本年9月19日から10月3日までの期間において、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。</p> <p>今後の予定といたしましては、本日の審議会にて御承認をいただきましたら、都市計画の変更に向けた手続きを進め、本年11月中に都市計画の変更告示を行う予定です。</p> <p>なお、今回、生産緑地地区は約2.68ヘクタール減少し、年々減少傾向にあります。今後も都市農地を保全するため、生産緑地地区の制度及び追加指定の周知に努めるほか、本市の農業施策の向上に努めている農政部局とも連携を図ってまいります。</p> <p>以上で、議案第2号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ただいま、事務局より説明のありました議案第2号につきまして、御意見・御質問がございましたらマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。</p> <p>例年のこととはいえ、生産緑地は減っていく傾向というか減っており、その中でどう考えていくかは難しい問題と感ずますが、御意見・御質問いかがでしょうか。</p> <p>会長の意見に重なりますが、生産緑地自体を今後の都市計画の中でどのようにしていくのかという方針を、積極的にという</p>
岡会長	
阿部委員	

<p>岡会長</p>	<p>考えもあるでしょうし、廃止のさせ方の方針もあろうかと思うし、そこは、是非議論いただければ良いなと思います。</p> <p>市街化調整区域で認めておられる地区計画や、市街化区域内の生産緑地など個別、個別に考えられていると思うが、どちらの農地を重視していくのかなど、考えられていることや方向性があれば。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>基本的に農地は守っていくべき財産であるという認識は持っておりますし、市街化調整区域におきましても基本的には市街化を抑制する区域となりますので、前回審議いただいた駅周辺でありますとか、2車線以上の広域幹線道路に面した限られた範囲の中で土地利用転換を図っていくというのはもちろんありますし、市街化区域内の農地につきましても、これまでも農業部局とも連携して農地を保全していく取組を進めていますが、それだけではなく、福祉との連携である農福連携事業というのを取り沙汰されておりますし、的確かどうかわかりませんが、空き家対策として空き家を潰してしまうと税金が6倍に上がってしまうというところで、管理不良の空き家がどんどん残っていつていますが、そういったところで例えば、宅地を潰して税金が上がってしまうところを、生産緑地をやっていただけの方、担い手不足の大きな課題はあるにしても、そこを仮に生産緑地として農地に転換することがもしできれば、6倍に税金が上がるところが逆に100分の1か200分の1に税金が下がって土地の所有者にとってもメリットがありますし、その周辺で農地される方がもしいらっしゃれば、マッチングがうまくできれば、近所の方が農業に携わる機会が設けられるなど、複数の課題を解決できれば。これも一例ですが、生産緑地を指定するに際しての課題となっている30年縛りを、例えば特定生産緑地のように10年縛りに、これは法律を変えていく必要がある話ですが、生産緑地の指定にあたっての課題を一つ一つ解決するような手立てを探っていく必要があると考えています。</p>
<p>上山委員</p>	<p>私は枚方市農業委員会の会長として、本審議会に出席しています。今、行政側からあった説明は事実ですけれども、後継者不足という問題は確かにあり、高齢化になりどうしても農地を保有して持続させていくことが難しい段階になっているのは事実です。住宅地の真ん中で生産緑地法の適用を受けて、税金を安くして農地を所有して耕作されていた方々が、高齢化に伴</p>

	<p>ってきて市街地内で農業をするのが難しくなっている。と言うのは、肥料の臭いとか色んなもので近隣から相当な指摘を受けるから、なかなかやっていけないというのが事実ございまして、やむに止まれず手放すと、代々先祖から受け継いできた資産ですので、手放したくないのはどなたも一緒ですが、しかし、やむに止まれず手放していく。農業委員会としまして、再三、行政をお願いしていますが、生産緑地をどうにかして残していくために、色々なことを農業委員会で検討しています。防災農地の指定なども一つの案ですが、各部局に毎年意見書を提出しているが、各部局が一堂に集まって検討された経緯がないですよね。と言うのは、防災農地の指定により、住宅地内の農地をある程度残していただいて、行政が中に入って、なんと保有するための策を練っていただきたいと、有事の時には資材置き場なり、市民の方の避難地など色々な使い方ができるといふことをお願いしていますが、農政部局だけではとって実現できるような話ではない。担当部局の都市計画や市民活動、危機管理など様々な部局の方が一堂に集まって、今後も検討していただきたいというのが、我々の希望でありお願いでもあります。どう考えておられるのか、ここで言っても都市計画部門のみの答えとなるので、市長や議会も含めて検討をお願いしたい。年間を通じて生産緑地の買取り申出がもの凄く増えており、農地は毎年減っており、必要な対策を近々に早くお願いしたいと思っています。</p>
堀井都市計画課長	<p>委員よりいただきました内容につきましては、危機管理部局や農政部局と共有しながら、取組を進めてまいりたいと思っています。</p> <p>また、先ほどの市の取組としまして、生産緑地の減少を抑制するような取組としまして、令和3年度から面積欠如による道連れ廃止を防止するために100平方メートル以上の農地については一団の区域として保全しているところですが、今後、JAや農業委員会とも協議をしながら、新規で指定する案件につきましても一団の区域の考え方を拡大、緩和するような方向で検討を進めていければと考えております。</p>
岡会長	<p>御意見・御質問もないようですので、審議を終了します。</p> <p>それでは、お諮りします。議案第2号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、原案のとおり「承認」することに御異議ありませんか。</p>

出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡会長	<p>異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認することとします。</p> <p>続きまして、議案第3号「特定生産緑地の指定について」、事務局より説明をお願いします。説明が長くなるようでしたら、着席していただいて結構です。</p>
堀井都市計画課長	<p>それでは、議案第3号「特定生産緑地の指定について」、御説明します。着席して、御説明させていただきますので、よろしくをお願いします。本日はお手元のタブレット端末を使いまして議案書、議案書資料の内容を御説明します。</p> <p>皆様よろしいでしょうか。それでは、説明を始めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>はじめに、特定生産緑地制度の背景について、御説明します。平成27年に都市農業振興基本法が制定され、都市農地はそれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけが大きく転換されました。しかし、指定から30年を迎えた生産緑地は、いつでも買取り申出が可能となり、都市農地の大幅な減少が危惧されました。そのため、都市農地の保全の観点から平成29年に生産緑地法が改定され、指定から30年経過後も生産緑地として都市農地が保全されるよう、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。</p> <p>続いて、特定生産緑地制度の概要について、御説明します。特定生産緑地は、次の3つの条件を満たす場合、指定することができます。1つ目が、生産緑地の指定から30年が近く到来することとなる生産緑地であること。2つ目が、農地として適正に管理されていること。3つ目が、農地等利害関係人全員の同意を得ていること。ただし、生産緑地の指定から30年を経過するまでに特定生産緑地に指定しない場合、それ以降は指定できません。図は、平成6年に指定された生産緑地についての流れをお示したものです。平成6年に生産緑地に指定された農地は、30年後である令和6年になる前に、特定生産緑地に指定するかどうか、判断していただく必要があります。特定生産緑地に指定された場合、買取りの申出ができる時期が10年延長され、従来の生産緑地と同様の税制優遇を継続して受けることができます。また、特定生産緑地の指定後、10年毎に延長が可能です。そのため、令和16年、26年と10年経過する毎に特定生産緑地を継続するか判断していただくこととなります。</p>

<p>岡会長</p> <p>出席委員</p>	<p>続きまして、特定生産緑地の指定状況について、御説明します。まず、下段に記載の申出基準日について、御説明します。申出基準日とは生産緑地が指定されてから 30 年を経過することによって、平成 6 年 12 月 9 日に指定を受けた生産緑地の申出基準日は、令和 6 年 12 月 9 日となります。これまで申出基準日が到来した生産緑地の内、約 68.76 ヘクタールが特定生産緑地に指定されています。今回、令和 6 年 12 月 9 日に申出基準日が到来する生産緑地の内、約 0.19 ヘクタールの全ての生産緑地について、特定生産緑地の指定を予定しています。</p> <p>こちらは今回、特定生産緑地の指定を予定する生産緑地の位置をお示ししています。菅原 A 2 地区及び山田 A57 地区の 2 地区です。次のスライドから、地区毎に御説明します。</p> <p>まず、図の説明をします。画面右下の凡例のとおり、赤枠で囲んでいる範囲が生産緑地地区、グレーの着色が既に指定している特定生産緑地、青色着色が今回指定する特定生産緑地です。画面左下には、新たに指定する区域の面積をお示ししています。</p> <p>長尾峠町に位置する菅原 A 2 地区では、約 0.1 ヘクタールを指定し、合計で約 0.58 ヘクタールとなります。</p> <p>次に、田ロー丁目に位置する山田 A57 地区では、約 0.09 ヘクタールを指定する予定です。</p> <p>最後に、今後の予定について御説明します。今回の指定案につきましては、本日の都市計画審議会にて御意見を賜りました後、令和 6 年 11 月頃に指定の告示を行い、農地等利害関係人に指定の通知を行う予定で申出基準日となる令和 6 年 12 月 9 日以降に特定生産緑地の効力を有することとなります。</p> <p>以上で、審議案件「特定生産緑地の指定について」の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま、事務局より説明のありました議案第 3 号につきまして、御意見・御質問がございましたらマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。</p> <p>御意見・御質問もないようですので、審議を終了します。</p> <p>それでは、お諮りします。議案第 3 号「特定生産緑地の指定について」、「意見なし」とすることに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
------------------------	--

岡会長	<p>異議なしと認め、議案第3号につきましては「意見なし」とします。</p> <p>続きまして、議事次第2「その他」につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
堀井都市計画課長	<p>「その他」といたしまして、次回の審議会にて御審議いただく予定案件につきまして、御説明します。</p> <p>現在、取組を進めております枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業でございますが、建築計画の進捗にあわせまして、地区内の通行機能や防災機能の向上などを図るため、再開発組合と地区計画の変更について協議しております。</p> <p>今後の予定といたしましては、地区計画の変更に必要な都市計画手続きを進めた後、次回の都市計画審議会にお諮りさせていただきたいと考えております。</p> <p>開催時期につきましては、来年3月頃を予定しておりますが、詳細の日時などにつきましては、あらためて調整の上、御連絡させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、年度末の公私御多忙の折かと存じますが御出席をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
岡会長	<p>枚方市の駅前とは見間違ふようなビルが立ち上がっている地域の案件ですね。T-SITEが完成したときも驚きましたが、様相が変わって、高さもありますし枚方市駅前が良い場所になればと思います。</p> <p>以上をもちまして、本日の予定案件は全て終了しました。ほかに、事務局よりありますか。</p>
堀井都市計画課長	<p>ございません。</p>
岡会長	<p>それでは最後に、中村部長より閉会の御挨拶をお願いします。</p>
中村都市整備部長	<p>令和5年度第2回枚方市都市計画審議会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お諮りさせていただきました「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」並びに「特定生産緑地の指定」につきまして、慎重な御審議をいただき、御承認、様々な御意見をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。</p>

岡会長	<p>また、次回の審議会におきましては、先ほど報告がありましたように、枚方市駅周辺で再開発事業に取り組んでおります、③街区における地区計画の変更につきまして、あらためて御審議をいただきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後となりますが、秋も深まり朝夕はめっきり冷え込むようになってまいりました。委員の皆様方におかれましては、寒暖差厳しい折でございますが、どうぞ御自愛くださいますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会は閉会とします。 どうもありがとうございました。</p>
-----	--

令和5年度第2回枚方市都市計画審議会議長